



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（令和元年度以前は決算額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度は予算額）。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」（厚生労働省）による。